

慰謝料請求事件

訴状

2013年3月15日

東京地方裁判所
立川支部 民事部 御中

〒 1000005

東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル

田辺総合法律事務所

033-214-3811 Fax 033-214-3810

被告 原田國男

訴訟物の価額 10,000 円
貼用印紙代 1,000 円
予納郵券 6,000 円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金1万円およびこれに対する1996年7月31日から、支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。との判決を求める。

請求の原因

1、当事者

原告は、1996年7月17日、八王子支部・平成8年(わ)第750号、名誉毀損被告事件の被告人として出廷した。

被告は、八王子支部刑事第1部、単独審裁判官として当該事件を審理して即日結審した、判決は二週間後の同月31日、原告に懲役1年6月の実刑判決を言渡した。

2 事件の経緯・概要

逮捕・起訴事実となった配布ビラ事件は、訴外・園田義明、須崎スミエと原告の間で起きた、二年半に及ぶ民事上の紛争に起因する。

起訴となり一審弁護人に事件の情実書を送った、折り返し「検察は起訴状以外の記録は見せない」そして20分の公判で即日結審するという”公判の手続”なる一枚の文書が添えられていた。

「公判では訊かれたことのみ答えて話さないように、喋れば喋るほどボロが出る、執行猶予が付けば一旦、留置場に戻り釈放されます、実刑判決なら刑務所に送られます」この指示書は保存している。

一度限りと決められた弁護人との接見に、被告人側の弁護士が加担した虚偽告訴事件であると訴えるが、狂人視して取り合わない、そこで裁判官に真相を伝えるべく事件の経緯・情実を述べた7枚(規定限度)の文書を、担当裁判官に渡すように弁護人に依頼した。

即日結審を譲らない弁護人は、誣告者宛の謝罪文と情状証人・謝罪金の提出を強要する、仕方なく嘆願法廷には応じた、しかし送った情実書から、裁判官の訴訟指揮に託した。

起訴事実は17戸に投函したビラである、これは刑事時効が完成しており、法廷で抗弁する積りであった、ところが法廷検事・鶴田小夜子は、起訴事実を逮捕数ヶ月前の貼紙にする**突然の訴因変更**をした、これに混乱・動転して気が付いたら結審されていた、予定の20分を少し過ぎた真昼の暗黒裁判であった。

相手方二名は警察に相談して、原告は法律事務所に相談した、この違いが法的真実を歪めて、適正な法の手続きも蔑ろにした、有罪答弁紛いの偽装証拠調から公判調書が捏造された、そして判決原本が存在しない、いわゆる偽装刑事裁判がされて、**非判決で懲役刑**を科したのである。

二審も事実審であり、虚偽告訴事件を弾劾すべく弁護人は、絶対的控訴事由となる証拠の開示を求めて照会請求した、保存期限切れが危惧されていた証拠は出た、これで園田らは被訴追の立場になる筈だった。

同時して私選は刑事訴訟記録の閲覧して、連接する拘置所に現れた、そのときの彼の形相は顔面蒼白で異様に双眸がぎらつき、何事かと驚いた、何を見たか、直感だが判決原本の不在を知ったものと思われる。

そして当初の鋭意ある無罪主張もトーンダウン、私選二人は虚偽告訴を証明する弾劾証拠の存在を隠そうとした、これは下獄する際にも、この証拠の処分を執拗に勧めた。

1998年3月8日に満期出獄してから、虚偽告訴人・警察官・検察官・弁護士らを刑事告訴・民事提訴する真相追及・仇讐に鋭意を研いできた。

一昨年に長らく消息探しをしてきた、偽造検事面前調書の実行犯検事・高橋真の所在を突き止め提訴した、やはり一、二審共に認否はせず沈黙した。

東京高裁刑事部統括判事である被告・原田國男に対して、質問状・求釈明書を送り、また担当書記官である訴外・押田美由貴にも同じ問合せをしてきた。

現職の裁判官・書記官が、有責行為に係る糾問書の受取拒否する事実から、被告の署名押印がある判決書は、押田書記官に拠る有形偽造であると断じざるを得ない。

甲第1・2号証

3 被告の不法行為（加害公務員は個人的に賠償責任を負う）

- (1) 弁護人の証拠調請求書・弁論要旨書の事件番号は、(わ)第750号である。しかし判決書には、平成8年(わ)第750号、第803号 二つの事件番号がある。第803号とは何であるのか。素人にはこの意味が判らないが、追起訴して弁論の併合をする、告訴の追完をしたのではないか、もしそうであれば違法手続きである。

証拠調請求書の内容は、人証尋問、被告人尋問、書証として反省文・謝罪文 その封筒、示談金の預り証など、これらの弁護側の尋問時間は全20分とある。判決書の証拠標目には、検察証拠のみが列記されて、弁護側が提出した証拠の項目はない。

判決原本に添付された別表には、11件の検察証拠が記載されている、しかしこの証拠も判決書の標目にはない、証拠標目の記載と整合しない証拠調請求書と別表の意味するところ、架空の証拠調がされたと思料する。

この証拠調べは、被告の訴訟指揮の下で為されたものであり、判決書の不実記載は無形偽造の疑いもある、これらは適正な職務でなく、被告個人の責任に帰結する、他者への法益侵害であり不法行為である。

甲第3・4・5号証

- (2) 交付された判決書は、当然に判決謄本であり、これには別表が付いていた。その後判決謄本の交付申請するが、保管する検察庁は判決抄本しか渡さない、この理由を問糺すが答えない。昨年に再審請求申立をしたところ、判決謄本の提出からやっと交付が適った。手元の判決抄本と比較照合した、この結果は裁判官署名・押印など謄本も抄本も同一であり、ただ一枚の別表の有無の違いだけである。判決原本は裁判官署名・押印がされている、判決謄本は原本の複写であり、要約判決書である判決抄本に署名・押印とは、極めて不審である。

長年に被告本人署名を探索してきたが、昨秋に被告・裁判長の逆転無罪判決書謄本を見た、控訴審判決謄本ゆえに裁判官名は印字で押印もない、しかしこの原審の判決謄本には、裁判官名が印字で押印もない、これはどうしたことか。検察事務官の説明では、二審の判決謄本の裁判官名は印字で押印もない、一審の判決謄本のみ署名・押印がある。原告の一審判決抄本・謄本には裁判官署名・押印があり、二審判決抄本にも三人の裁判官署名・押印がある、この不審を検察庁で糺すも、検察は回答に窮するのである。

考察するに職務権限のない者が判決書を作成、裁判官署名を偽造する有形偽造をした、とても裁判官と思えない稚拙な量刑理由に説明が付き、検察の不審な判決謄本隠しに併せ、判決原本の不存在は合理的な説明が付く。
被告の職務懈怠責任は刑事罰に加えて、民事でも賠償責任は免れない。

甲第6の1号証 甲第6の2号証 甲第6の3号証

4 損害

被告は公法廷で職権を濫用するトリック証拠調をした、この公判調書を捏造する判決書を作成、或は書記官に作成させた。

この一審判決書に基づいた二審では、差戻しか破棄自判すべきところ、虚偽告訴を証明する弾劾証拠の提出を阻止、一審判決を迫認して下獄で確定・封印した。

被告の加害行為は、1996年7月31日の判決日から起算する。

なお時効については、満期出獄以後の間断なき告訴・提訴沙汰は、総て被告の判決書に基底しており、また裁判官・原田國男の名字のある、刑事判決書を知ったのは半年前であるから時効は完成していない。

被告の犯行主体は身分犯であり、公務員が職権を濫用して私人の権利を侵害したのは、民法不法行為が成立する。

甲第7・8・9・10号証

5 総括

訴訟の始まりは刑事も民事も同じく、裁判所からの特別送達に始まる、裁判の終結も送達で終える。

原告が主張する”偽装刑事・偽装民事裁判の見分け方”の構成要件とは、裁判所から送られる特別送達等が郵便法違反・景表法違反であり、判決謄本・抄本・正本の裁判官署名・押印の有無、書記官の認証書の真正、また裁判官・書記官名字の上に職印のある事実、そして裁判所の不正に共謀する郵政の偽造スタンプの事実。これらの法的真実・プロセスを欠いた裁判は、外形を見ても違憲・非合法であり、裁判所を構成しない無効な裁判である。

日本の裁判は形式的真実主義であり、形体さえ整っていれば中身の真正は問題としない。

1996年当時、支部長判事原田國男は、執行猶予が付かない有罪判事として留置場では怖れられていた、ところが被告が東京高裁総括判事となり、何と8年間に24件の逆転無罪とは啞然とさせられた。

近年に被告は、「被害者感情だけ特出してとらえると、被告人が、被害者感情が強いために・・・」「被告人に対する恨みのみを強調する流れも懸念」など、報復的な厳罰化の風潮に警鐘発言をしている。

甲第11・12号証

この原田國男判事の署名・押印がある、原告の判決書の量刑理由には、「被害者は慰謝料等の受取を強く拒否しており、厳罰な処罰を求めている、従って、被告人の刑事責任は重い」これが被告の論旨ならば、以後の所為は当に君主豹変す。

甲第13号証

二年前に退官した被告は、頓挫した検察の在り方検討会議に参画、また昨秋には”逆転無罪の事実認定”なる出版、”刑事裁判報道の問題点”の提起など精力的な活動をされている。

原告は商業新聞五紙上で警察の垂れ流し情報をそのまま「変質者の恐喝事件」と実名報道された、このリンチ報道から今春で17年が過ぎる。

甲第 14・15 号証

被告の出版本の帯には、”被告人は無罪、法廷に響いた原田さんの声を、ボクは決して忘れない”

証拠方法

甲第1号証から甲第15号証まで提出する。

